

# 乳がん検診(要予約)

この乳がん検診(マンモグラフィ)は、予約申込が必要となります。お手数ですが、左記の予約方法により必ず予約申込をしてください。

なお、予約のない方につきましては、受診はできませんのでご注意ください。

## 予約方法

**申込期間**  
12月5日(火)～12月20日(水)

**予約受付**  
午前8時30分～午後5時  
(土・日・祝祭日を除く)

**申込方法**  
電話にて下記の日程表の中から希望する月日と時間をお申し込みください。なお、生理一週間前の受診は避けてください。

受診できない方  
次のいずれかに該当する方は、受診できません。

ペースメーカーを装着している方  
授乳中又は、卒乳(断乳)直後の方  
妊娠中又は、妊娠の可能性がある方  
その他  
背の曲がった方で支えが無ければ背を伸ばし立ってられない方は避けてください。(予約してあっても当日に受診をお断りする場合があります。)

豊胸手術を受けている方は、受診前に受付まで申し出てください。



申込・問合せ先  
健康増進課健康づくり係  
☎22217

●乳がん検診日程 受診時間 ▶ 午前9時～11時(2月2日、2月5日は午前10時30分まで)  
午後1時～2時(2月2日、2月5日は午後2時30分まで) 30分単位で予約を受付けます。

月 日	会 場	月 日	会 場	月 日	会 場
1月22日(月)	稲生沢公民館	1月28日(日)	朝日小学校	2月3日(土)	市民文化会館
1月23日(火)	須崎漁民会館	1月30日(火)	静岡県下田総合庁舎前	2月5日(月)	(午前)賀茂医師会車庫
1月24日(水)	市民文化会館	1月31日(水)	市民文化会館	2月5日(月)	(午後)河内公会堂前
1月25日(木)	市民文化会館	2月1日(木)	白浜神社駐車場前	2月6日(火)	市民文化会館
1月26日(金)	市民文化会館	2月2日(金)	(午前)市民文化会館	2月7日(水)	市民文化会館
1月27日(土)	稲梓基幹集落センター	2月2日(金)	(午後)田牛集会場前	2月8日(木)	市民文化会館

予約後、変更等がありましたら、健康増進課健康づくり係までご連絡下さい。

# 平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります

## ●税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスをより効率的に行えるよう税制改正によって国税(所得税)から地方税(住民税)へ、3兆円規模の税源を移すことになりました。このことを税源移譲と言います。これにより平成19年から所得税と住民税の税率が変わります。

<b>所得 税</b>	4段階の税率を、 <b>6段階に細分化</b> → (所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)	平成19年1月分から適用
実際に変わるの...給与、年金所得者は平成19年1月以降の源泉徴収から 事業所得者は、平成20年3月の確定申告から		
<b>住 民 税</b>	3段階の税率から、 <b>一律10%に</b> → (都道府県民税4%・市区町村民税6%)	平成19年6月分から適用
実際に変わるの...給与所得者は、平成19年6月特別徴収(給料天引き)から 年金・事業所得者は、平成19年6月普通徴収(納付書、口座振替による納税)から		

## ◎税源移譲以外の主な変更点

### ●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。廃止によって、減税されていた分は住民税、所得税とも上がります。

平成18年	平成19年以降
<b>所得税</b> ：平成18年1月分から 税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度) <b>住民税</b> ：平成18年6月分から 税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)	<b>所得税</b> ：平成19年1月分から廃止 <b>住民税</b> ：平成19年6月分から廃止

### ●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度	平成18年度以降
<b>合計所得金額</b> 125万円以下の方 <b>非課税</b>	<b>経過措置として</b> 平成18年度は税額の3分の2を減額 平成19年度は税額の3分の1を減額 平成20年度以降は、全額負担 この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。



【問合せ先】 税務課市民税係 ☎22-2218

# 交・通・安・全・だ・よ・り

飲酒運転は絶対にNO!

飲酒運転による重大事故が全国的に多発し、大きな社会問題となっています。しかし、残念なことに飲酒運転による事故は後を絶ちません。

10月末現在、下田警察署管内における飲酒運転酒酔い・酒気帯び運転(検挙件数は68件、また、飲酒運転による交通事故発生件数は7件(うち4件は下田市内)となっています。

**飲酒運転の危険性**  
アルコールは、たとえ少量であっても、運転に必要な判断力や注意力、運動能力に悪影響を及ぼします。飲酒運転は、死亡事故等の重大事故につながる可能性の高い危険な行為です。

**飲酒運転は「つなろ」や「せなろ」ドライバーの方は「少しぐらい」「自分は大丈夫」といった安易な気持ちで捨て、たとえ一口でも飲んだら運転は絶対にしない。**  
飲酒が予想される会合等に

は、車を運転して行かない。車を出かけなければならぬ時は、絶対にお酒を断わる。家庭や職場、地域では、お酒を飲んだ人には、絶対に車を運転をさせない。車に運転する人には、絶対にお酒を飲ませない。飲酒が予想される会合等には、車で行かせない。飲食店等では、車を運転する人には、絶対に酒類を提供しない。お酒を飲んだ人には、絶対に運転させない。

交通事故は、被害者やその家族はもちろんだ、加害者の家族にとっても大きな苦しみとなります。自分のため、家族のためにも、飲酒運転は絶対にやめましょう。

問合せ先 市民課防災係 ☎22215

